

巨理町教育振興基本計画
～ともに学び育て合う人づくり～

平成29年3月策定
令和3年2月改定

巨理町教育委員会

第1章 計画の改訂に当たって

1 改訂の趣旨

本町の教育振興基本計画は、平成27年10月に策定された巨理町「教育等の振興に関する施策の大綱」を受け、平成29年3月に策定されたものです。計画期間は令和8年度を目標年度とする10年間の計画で、東日本大震災からの復興を担った「巨理町震災復興計画」及び「第5次巨理町総合発展計画」における教育分野の施策を具現化するための計画として策定されました。

令和2年度で「巨理町震災復興計画」が終了し、「第5次巨理町総合発展計画」も見直されるに当たり、令和3年2月に巨理町「教育等の振興に関する施策の大綱」が大幅に改訂されました。

さらに、創造社会と呼ばれる Society5.0 を生き抜く児童生徒の育成、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「SDGs」に向けての具体的取組、そして令和の日本型学校教育の構築を目指した具体的な取組が求められています。

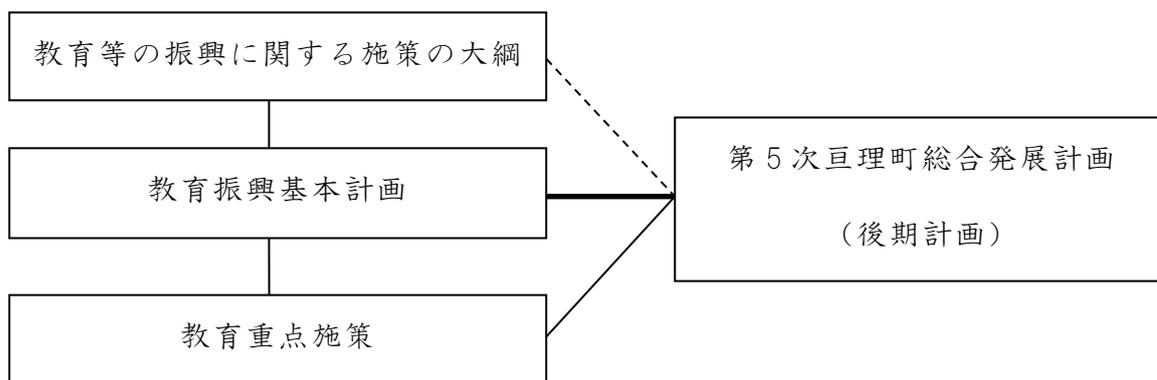
これらを受け、今後の巨理町の教育施策の目標や方向性を示すために「巨理町教育振興基本計画」を改訂いたしました。

2 計画の位置付け

本教育振興基本計画は、巨理町「教育等の振興に関する施策の大綱」における大綱の理念（教育理念）実現を目指し、長期的な視点で取り組んでいく教育施策の目標と方向性を定めたものであり、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

3 本町の他の計画との関係

巨理町「教育等の振興に関する施策の大綱」を受け、「第5次巨理町総合発展計画（後期計画）」における「ともに学び育て合う人づくり」の施策をとりまとめる計画として策定します。また、各年度の「巨理町教育重点施策」のベースとなっています。



4 計画の期間

第I期：平成29年3月から令和3年2月まで

第II期：令和3年3月から令和8年2月まで

第2章 本町教育の現状

1 本町を取り巻く社会の状況

本町では「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり」を町づくりの基本理念に掲げ、「山と川、里と海を人と時代でつなぐまち」を実現することにより、定住人口34,000人の維持を目指しています。

東日本大震災後は、震災復興計画をふまえ、学校を拠点とした防災に強い地域づくり、心豊かで健やかな人づくり、活力あるふるさとづくりを具体的な目標に掲げて様々な取組を行ってきたところです。そして、令和2年度末をもって「亘理町震災復興計画」が終了し、新たな計画に基づいた町づくりが始まろうとしています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行（パンデミック）により、町はもとより県・国、そして全世界が混乱に陥り、世界中の人々はその終息を願いながら懸命に努力を続けています。

このパンデミックは、産業構造やデジタル機器の改革スピードを速めたり、既成概念をいとも簡単に打ち破ったりしています。

私たちには、このような動きに柔軟に対応することが求められています。

(1) Society5.0 と持続可能な社会の構築

我が国が目指すべき未来社会の姿として Society5.0 が提唱されています。

Society5.0 とは、IoT（物のインターネット）、AI（人工知能）、ロボットなどの先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会課題の解決を両立させる、人が快適に暮らして活躍できる社会の事を指しています。

一方持続可能な社会とは、地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のことで、世界中の全ての国々において 2030 年までに達成すべき目標として 17 の目標を示しています。これを SDGs と呼んでいます。

この2つは相反するものではなく、先端技術を活用して持続可能な社会を実現するという、車の両輪を成すものです。

本町の町づくりの基盤もここにあると言っても過言ではありません。

(2) 人口減少社会と地方創世の推進

日本の人口は減少局面に入っています。平成 29 年の人口問題研究資料第 336 号（日本の将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所）によると、2053 年には日本の人口は 1 億人を切り、2065 年にはおよそ 8,808 万人になると報告しています。

亘理町も例外ではなく、同資料によると 2030 年には町の人口が 29,004 人、2045 年には 22,154 人になると報告しています。

出産・子育て支援への集中的な対策、出産・育児と仕事との両立により働く女性を後押しする政策、また、社会的ニーズに対応した産業構造への転換などを推進し、子どもや高齢者が豊かに安心して暮らせる社会、若者が誇りをもって住み・働けるようなまちづくりと雇用の創出が求められています。

(3) グローバル化の進展と国際協調

グローバル化とは「情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際

的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で国境の意味があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象ととらえることができる」（文部科学省）ということです。

仙台空港に隣接する亘理町では、国際的な視野のもとでの産業展開や町づくりという視点が重要になってきます。

具体的には、地域の魅力や文化を高めたり、地域資源を活用して観光振興を図ったり、他地域に誇れる地域ブランドを確立したりするなど、自らの地域を磨く努力が必要になります。そして、そのための人材を育成することが求められています。

(4) ICT の進展

インターネットやスマートフォン、SNS などの情報通信技術（ICT）の進展は、わたしたちのライフスタイルに大きな変化をもたらしています。新型コロナウイルス感染症の流行は、ネット環境下での在宅勤務を推し進めました。各種申請に必要なだった押印も見直され、政府にはデジタル庁が新設されました。

教育分野も例外ではなく、児童生徒一人一台の情報端末整備の計画（GIGA スクール構想）も前倒しで実施され、令和 2 年度末には、学校のネット環境整備も含めて、児童生徒一人一台の情報端末整備が完了します。

本町においても、児童生徒はもちろんのこと、教職員一人一台の情報端末整備が完了し、令和 2 年度末現在で活用が図られているところです。

また、スマートフォンやタブレット、パソコン、通信可能なゲーム機器など、児童生徒がそれらを所有する割合が年々高くなってきています。

それに付随するように、間違った情報の取扱いや生活習慣への影響などの問題が顕在化してきており、情報モラル教育の充実や情報セキュリティへの対応が不可欠になってきています。

(5) 子どもの総体的貧困率の問題

2019 年国民生活基礎調査の結果によると、2018 年の子どもの総体的貧困率は 13.5%で、約 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあることが報告されています。この割合は OECD に加盟している先進国の中でも高い割合です。

本町においても、就学援助を受けている児童生徒の割合が高止まりしている傾向があります。保護者の経済状況と児童生徒の学力との間には、正の相関関係があることが全国学力・学習状況調査の分析報告書に記載されています。また、同様に、保護者の学歴と児童生徒の学力の間にも同じ傾向が見られることが報告されています。

経済的に困窮した家庭で育った子どもが、貧困から抜け出すことができない「貧困の連鎖」が危惧されています。誰でも学ぶ意欲があれば学び続けることができる制度づくりが求められています。

(6) 家庭環境や地域社会の変化

少子化や核家族化が進み、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少し、子育てについての悩みや不安を抱える家族が増えています。また、都市化や過疎化の進行、ライフスタイルの多様性などにより、地域のつながりが希薄になり、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。子育てを「孤育て」と表現する識者も表われています。

一方、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の世界的大流行を通して、改めて地域コミュニティの重要性や学校が果たしてきた役割の大きさが再認識されてきたところです。

このような状況の中で、子育て家庭を社会全体で支え、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる環境づくりが求められています。

(7) 文化芸術・スポーツへの関心の高まり

生涯学習の理念が広まり、文化芸術・スポーツへの関心が高まっています。人生を彩る趣味として、仲間と交流を図る場として、健康的な生活をおくるために必要な体力の維持・向上の手段として、今後、より一層文化芸術・スポーツ活動を推進していくことが求められています。

時間、仲間、空間…。3つの間の充実が、文化芸術・スポーツ振興の基盤となるので、行政にはそれを図るための支援が求められています。

(8) 国の文部科学行政の動向

平成29年に学習指導要領が改訂され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から完全実施となりました。

今回の改定のポイントは、学習指導要領を「学びの地図」と位置付け、新しい時代を生きる子どもたちに必要な学力を、3つの柱で整理したことです。

併せて、前倒しで実施されましたが、道徳が「特別の教科道徳」と教科の扱いになったり、小学校に、教科として外国語が位置付けられたり、プログラミング教育が導入されたりしました。また、授業改善の方向として「主体的・対話的で深い学び」が示されました。

令和2年3月から6月にかけて、新型コロナウイルス感染症対策により、全国一律で学校の臨時休業が求められました。全国の小・中・高校が臨時休業の措置を取り、この間、学校はその対応に追われました。

子どもたちの学びを止めてはいけない、という危機感が全国の学校関係者に共有され、家庭訪問や分散登校などの措置が取られました。

この全国一律の臨時休業は、児童生徒一人に一台の端末を配備するというGIGAスクール構想の前倒しにつながり、全国で一気にICT教育環境が整備されました。

本町でも令和3年3月には、児童生徒一人に一台、そして全教職員に一台ずつの端末の整備が完了しました。

令和の学校教育は、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」を求めていくことにあります。ICT機器の活用を図りながら、そして、国、県の動向を踏まえながら、本町の教育施策を進めていくことが求められています。

2 本町教育の課題

(1) 知識・技能の定着と思考力・判断力の育成

本町児童生徒の学力の状況について、全国学力・学習状況調査における小学校6年生及び中学校3年生の平均正答率は、いずれの教科においても全国平均を下回る傾向にあります。

特に思考力・判断力の基盤となる基礎的・基本的な学習内容、つまり知識や技能の定着が十分ではありません。

各学校においては、「学力向上に向けた5つの提言」の実践に向けて努力を続けているところですが、ICTの積極的な活用や主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善などを通して、知識・理解の確実な定着と思考力・判断力の育成に取り組んでいく必要があります。

また、その取組を積極的に地域に発信する「社会に開かれた教育課程」、すなわちカリキュラム・マネジメントの確実な実施が求められています。

(2) ヘルスプロモーションの育成

令和2年度の調査において、本町の小学校5年生は、男女とも、中度・軽度の肥満度が全国平均値を上回っています。中学校2年生においても、男女とも高度・軽度の肥満度が全国平均値を上回っています。

体力・運動能力においては、小学校5年女子を除いて、その合計点は全国平均値を下回っています。小学校5年生女子は全国平均値を上回っています。

一方、運動習慣については、運動量の面から二極化が見られます。運動量が十分な子どもは体力があり運動能力が高い傾向にあります。

肥満度が極端に高くなると、運動することが億劫になり、体力・運動能力面、加えて健康面でも悪い影響がでてくるのが心配されます。

運動、食事、休養は健康の基盤であり、ヘルスプロモーションの主たる対象となります。その育成に学校の組織的な取組が求められるとともに、学校と家庭の更なる連携が必要になります。

(3) 不登校児童生徒数の高止まり

本町における不登校児童生徒数は高止まりの状態が続いています。不登校児童生徒の出現率も全国平均値よりも高くなっています。

傾向として、中学校1年生から不登校になる生徒が多く見られ、いわゆる中1ギャップが大きな課題となっています。また、児童生徒の不登校の要因として、保護者の就労環境の変化も挙げられます。

不登校問題の解決のためには、未然防止の取組を着実に続けていくことが大切です。学校では「居場所づくりと絆づくり」に取り組み、児童生徒が行きたくなる学校を目指して努力しているところです。併せて、不登校状態になっている児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談業務の充実や心のケアハウスへの通所等の支援を行っているところです。

今後も、一人一人の児童生徒に寄り添った取組、家庭と連携とした取組が必要になります。

(4) いじめ問題への対応

いじめは決して許されないことであり、それは犯罪行為に当たります。しかし、現実問題として学校現場ではいじめとして認知される行為がなくなりません。

本町においては、平成26年4月に「亘理町いじめ防止基本方針」を策定し、学校・保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組んできました。また、平成30年4月に同方針を改訂し、6月と11月をいじめ防止強化月間に位置付け、具体的な取組を学校に促してきたところです。さらに令和2年11月に亘理町いじめ防止フォーラムを開催し、亘理町いじめ防止宣言を採択したところです。

いじめ防止は学校だけでできることではないという認識の下、地域や関係団体、全町民が連携しながら取り組んでいく必要があります。

(5) 特別の支援を必要とする児童生徒への対応

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ったもので、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒だけでなく、通常学級に在籍する児童生徒の中で、学習や行動の困難を抱えている児童生徒も対象にしています。

通常学級には、特別の支援を必要とする児童生徒が 6.5%程度の割合で在籍していると言われています。（平成 24 年文部科学省調査）ここ数年、その割合はほとんど変わっていませんが、これまで配慮されてこなかった児童生徒の認知が広がってきたことで、人数的には増加の傾向が見られています。

本町では、特別支援教育連絡協議会を立ち上げ、教職員の専門性を高める取組を行ってきているところです。また、特別支援教育支援員を配置し、個に応じた指導が展開できるように取り組んできました。この取組は今後も継続していく必要があります。

(6) 英語教育・ICT 教育の推進

さらなるグローバル化の進展の中で、英語を理解し話す力やデジタル機器を効果的に活用する力は、Society5.0 を生き抜く子どもたちにとって、非常に大切な力となります。学校教育の中で、その基礎・基本を身に付けさせたり、意欲を高めたりすることが一層求められています。

英語教育は、2020 年度から外国語として小学校 5・6 年生の教育課程に位置付けられました。同時にこれまで実施してきた外国語活動が小学校 3・4 年生に移行されました。英語を専門に指導する加配教員の充実、効果的な指導方法を学ぶ研修会の充実、ネイティブな英語に触れる ALT の積極的な配置などが求められます。

デジタル機器を効果的に活用する力については、新型コロナウイルス感染症対策で、令和 2 年 3 月から 6 月にかけて、全国一律に学校の臨時休業が求められたことを契機に、国の GIGA スクール構想が前倒しで実施され、児童生徒一人に一台の端末が整備されました。

併せて、児童生徒のスマートフォンの所有率が年々高くなっていることを鑑みると、情報モラルを含む情報活用能力の育成が大切になってきています。

(7) 幼児教育の推進

幼児教育の重要性は、早くから衆目の集まる場所となっていました。国は平成 18 年の教育基本法改正により、国及び地方公共団体にその振興に努めるよう位置付けました。

少子化の進行といった今日の状況を踏まえ、子育ては社会全体への貢献でもあること認識し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。また、安心して働ける体制を整備し、仕事と家庭の両立が可能な町づくりを推進する必要があります。

さらに、幼稚園・保育所（保育園）・小学校との連携を図り、子ども一人一人に応じた支援の充実を図ることが重要になります。

(8) 文化財の活用の促進

本町各地にある様々な文化財は、地域の歴史を刻んできたものであり、地域社会の核としての役割を果たすものです。

東日本大震災を契機に、地域コミュニティの絆として、文化財の価値が見直され再評価されてきているところですが、今後、地域の宝である文化財がもつ魅力を一層引き出し、発信していくことが大切です。

そのためには、文化財を単に後世へ引き継ぐだけではなく、地域を活性化させるためのコンテンツ、集客を図るための観光資源として積極的に活用を図っていくことが求められています。

(9) 防災体制の確立と次世代への継承

令和 3 年 3 月 11 日をもって、東日本大震災の発生から 10 年が経過し、町の震災復興計画も

終了することになります。時間の経過とともに震災の記憶の風化が懸念されており、災害に関する知識や経験、教訓を後世へと継承していくことが求められています。

被災地である本町には、震災の教訓をしっかりと後世に伝えていく使命があります。

そのために、系統的な防災教育を推進し、震災の教訓を生かした防災体制の確立と防災教育の充実が求められています。

(10) 教員の資質能力の向上

学校教育は、教員の力に負うことが極めて大きいことから、教員の資質能力の向上を図るために、関係機関と連携を図りながら、教員の養成・研修に計画的に取り組むことが求められています。

また、全国的に教員の年齢構成を見ると、教員の若年齢化が著しく進み、若手教員の役割が重要になってきます。若手教員への知識や技能の伝承、中堅のミドルリーダーの育成が重要になっています。

併せて、子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、教員には、自ら学ぶ姿勢を持ち、新たな教育課題に対応できる力量を高めていくことが求められています。

自ら学ぶ者のみ教える資格がある、という教員の使命と責任を深く自覚することが大切になります。

(11) 家庭教育への支援

平成18年に改正された教育基本法には、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有すると定められています。同様に、幼児期の教育の重要性に鑑み、国や地方公共団体は、その振興に努めなければならないと定められています。

家庭教育は子どもたちが最初に出会う教育課程であり、学びの土台となります。基本的な生活習慣を身に付けさせることや非認知能力の育成など、子どもの健全な発達のための重要な役割を担っています。子どもたちは、適切な家庭教育の中で、自己肯定感や親子間の愛着を形成していきます。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、一方で経済的な貧困などにより、十分その機能が果たされていない現実があります。

このような状況の中で、家庭の教育力の向上のため、親としての学びや育ちを支える環境づくりを進めるとともに、経済的な支援の充実、相談機関体制の整備、ボランティアの活用など、子育て家庭を社会全体で支えていくことが必要になっています。

(12) 地域の教育力の向上

地域社会は、異なる世代の様々な人々との交流を通して、子どもの社会性や規範意識、豊かな心などを育む役割を担ってきましたが、近年の都市化や過疎化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄になり、子どもと大人の交流の機会が減少し、地域の教育力の低下が叫ばれています。

一方、震災を通して、地域コミュニティの重要性や学校の役割の大きさが再認識されたところであり、地域の教育力の向上や地域のつながりを深めていくためには、学校が地域の学び・活動の拠点となり、家庭や地域と連携して子どもの育ちを支援することが必要になっています。

(13) 町民の学習ニーズを踏まえた生涯学習の推進

国や県、地方公共団体は、生涯学習の理念に基づき、その体制の構築を図ることが求められています。

本町においては、多様に進められている学習活動の情報を集約し、町民に適切に提供できる仕組みづくり目指して取り組んでいるところです。

今後も、時間・空間・仲間の「3つの間」の充実を図るため、各公民館や悠里館などの拠点施設の整備・有効活用を図り、生涯学習の基盤整備に努めていきます。

(14) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたって体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、多様なスポーツイベントやスポーツ教室・クラブの開設に努めることが求められています。併せて、スポーツ施設・設備の充実を図る必要があります。

(15) 児童生徒減少に伴う学校再編・学校施設等の老朽化対策

本町の小・中学校の児童生徒数は、全国的な傾向と同様に減少の一途をたどっています。令和3年度町内6校の小学校に入学する児童数は267名ですが、令和8年度入学予定児童数は194名になる見込みで、約70名の減となります。

児童生徒数の減少は、学校の小規模化につながり、令和2年度末現在、町内6つの小学校のうち、4校が一学年一学級の学級編制になっています。同様に、中学校では4校中2校が一学年一学級の学級編制になっています。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き（平成27年文部科学省）によれば、学校規模の標準は、小学校・中学校とも「12学級以上18学級以下」とされています。

本町では、子どもたちの豊かな学びに資する学校規模を検討するために、平成29年4月に「巨理町立小・中学校教育環境整備計画検討委員会」を設置し、望ましい教育環境の在り方を検討しているところです。

令和3年1月にはアンケート調査を実施し、学校再編を念頭に置いた検討を始めているところです。

一方、小・中学校の施設については、老朽化が顕著に表れてきており、施設の改善整備が課題となっています。校舎や体育館の新築・改築には多額の費用が必要となり、優先順位を決めて整備を進めていく必要があります。

今後は、学校再編と学校施設の老朽化対策を関連させながら、よりよい教育環境の整備に努めていくことが求められています。

第3章 本町教育の目指す姿

1 目指す姿

本改定計画を着実に進めることにより、計画終了期間（令和8年2月）を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、持続可能な社会を創造する、高い志をもった心身ともに健やかな子どもが育っています。
そして、町民が生きがいをもって生涯にわたり多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力に充ち、支え合う地域社会が形成されています。

2 計画の目標

本町教育が目指す姿の実現に向けて、次の5つを目標に位置付け取り組んでいきます。

<目標1> 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を力強く生き抜く人間を育む

夢や志を育み、その実現に向けて自ら学び、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力を身に付け、Society5.0と持続可能な社会を力強く生き抜いていく人間を育みます。

<目標2> 自他の命を大切にし、思いやりの心をもつ、心身ともに健やかな人間を育む

人間が社会の一員として生きていくためには、自他の命を大切にする心や思いやりの心を持ち、互いを尊重し共に支え合い助け合っていく人間性を備えることが必要で、何よりも心身ともに健康であることが求められます。

<目標3> ふるさと亘理に誇りを持ち、持続可能な社会の創り手となる人間を育む

東日本大震災からの復興を果たした町民の想いは、ふるさと亘理に対する「誇り」です。ふるさと亘理に誇りを持ち、亘理の将来を想い、持続可能な社会（亘理）の創り手となる人づくりを進めていきます。

<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子どもを育てる環境をつくる

子どもたちが安心して楽しく学べる教育環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域、それぞれの教育力の充実と連携を強化し、社会全体で子どもを守り育てる環境を整えていきます。

<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生をおくることができ
る地域社会をつくる

町民誰もが、生涯にわたって主体的に学び続けることで充実した人生をおくるとともに、互いに高め合い、その成果が幅広く生かされていく地域社会の形成を目指していきます。

第4章 計画の推進

Ⅰ 施策の具体化

本計画で掲げた「目指す姿」と「5つの目標」の実現を図るために、10の施策の方向性とその具体を示し、それぞれについて、互理町教育重点施策（各年度）において具体的な取組を位置付けて推進していきます。

(1) 目標Ⅰに係る方向性とその具体

＜目標Ⅰ＞ 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら学び行動し、社会を力強く生き抜く人間を育む

①方向性1 確かな学力の育成

方向性1の具体

- 基礎・基本の確実な定着を図る授業（活動）の充実
- 主体的・対話的で深い学びを視点にした授業改善
- 基本的な生活習慣の確立
- 外国語教育・外国語活動の充実
- ICT（情報通信技術）教育の推進
- カリキュラム・マネジメントの推進
- シチズンシップ教育の推進
- 環境教育の充実

②方向性2 幼児教育の充実

方向性2の具体

- 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進
- 幼児教育推進のための体制及び環境づくりの積極的展開

③方向性3 多様なニーズに対応したきめ細やかな教育の展開

方向性3の具体

- 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 多様な個性が活かされる教育の推進
- 合理的配慮に基づいた教育の推進

(2) 目標Ⅱに係る方向性とその具体

＜目標Ⅱ＞ 自他の命を大切にし、思いやりの心をもつ、心身ともに健やかな人間を育む

①方向性4 豊かな人間性と社会性の育成

方向性4の具体

- 特別の教科道徳の充実
- 小・中・高及び地域と連携した志教育の推進
- 心のケアの充実
- いじめ・不登校を生まない学校・地域づくりの推進

②方向性 5 健やかな体の育成

方向性 5 の具体

- 健康な体づくりの基盤となる食育の推進
- 体力及び運動能力の向上
- 学校保健と安全教育の充実

(3) 目標 3 に係る方向性とその具体

<目標 3> ふるさと亘理に誇りをもち、持続可能な社会の創り手となる人間を育む

①方向性 6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

方向性 6 の具体

- 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成
- 郷土の歴史と文化遺産に対する理解を深める体験活動の推進
- 持続可能な社会の創り手を育てる活動の推進

②方向性 7 命を守る力と共に支え合う心の育成

方向性 7 の具体

- 系統的な防災教育の推進・震災体験の伝承
- 地域と連携した防災・安全体制の確立

(4) 目標 4 に係る方向性とその具体

<目標 4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる

①方向性 8 安心して学べる環境づくり

方向性 8 の具体

- 組織的な研修体制の確立による教員の資質能力の向上
- 人材活用・ICT 環境整備による教職員の支援体制の構築
- 多様なニーズに応じた学びのセーフティネットの構築
- 魅力ある学校づくりの推進
- 学校再編に係る調査の分析と学校施設の管理・進行計画の作成

②方向性 9 学校・家庭・地域の連携・協働による環境づくり

方向性 9 の具体

- 家庭の教育力を支える環境づくりの推進
- 学校と地域の新たな連携・協働体制の構築
- 子どもが安全で安心できる環境づくりの推進

(5) 目標 5 に係る方向性とその具体

<目標 5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生をおくることができる地域社会をつくる

①方向性 10 生涯にわたる「学習」「文化・芸術」「スポーツ活動」の推進

方向性 10 の具体

「生涯学習」

- 生涯学習推進体制の整備・充実
- 生涯学習に関する情報管理・提供体制の充実
- 生涯学習機会の拡充と学習活動の促進・支援の強化
- 多様な学習機会及び交流機会の充実
- 公民館や図書館、郷土資料館の活動の充実
- 将来的な生涯学習拠点施設整備の検討

「文化・芸術」

- 活動拠点施設の整備と全町的な文化・芸術活動の推進
- 文化・芸術団体の育成と指導者の確保
- 文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進
- 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進
- 町史編さん事業の推進

「スポーツ」

- 町民総参加による生涯スポーツの振興
- 生涯スポーツ関係団体・指導者の育成と競技力の向上
- スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進
- スポーツイベント・交流事業の推進

2 関係機関・関係団体との連携

本計画を推進するためには、行政や学校、教育機関、保護者や地域社会との連携が大切です。また、専門的な知識や最新の技術を有する企業や NPO 等の民間団体、大学等の連携・協働が不可欠です。

3 宮城県教育委員会・近隣教育委員会との連携

教育施策を実効性のあるものとして着実に推進するためには、県教育委員会と町教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換などを通じて、本町教育のよい一層の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策を契機に始まった 2 市 2 町教育長会議（名取市・岩沼市・亶理町・山元町）は、様々な取組を共に実施していくことが非常に効果的であることを確認してきました。

今後もお互いに連携を図りながら、2 市 2 町の取組を県全体に発信していくことにも努めていきます。

4 町関係各課との連携

本計画の推進に当たっては、町教育委員会を始め、子育て、福祉、地域づくりなど、関係各課の横断的な取組が必要です。これまで以上に町の関係各課と連携・協力を図りながら効果的な取組を実施していきます。

5 学校における教育施策の着実な推進

学校は、本計画を具現化する役割を担っており、本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもとで、子どもたちの教育に対し、体系的かつ組織的に取り組んでいくことが重要です。

また、学校種間の円滑な連携・接続を図ることにより、教職員が異なる学校段階にわたって教育を見通す力を養い、子どもの発達や学びの連続性を確保していく必要があります。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を発揮し、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めるとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続や、小・中・高等学校及び特別支援学校間の連携と接続を推進し、学校における教育施策の着実な推進を図ります。

6 計画推進状況の点検・評価

本計画に基づく施策を確実に推進するためには、本計画に基づいて策定される「巨理町教育重点施策」にある具体的な取組の実施状況を点検・評価していくことが重要です。このことを通して、本計画の実効性が担保されることとなります。

年度ごとに行われる点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によることとなります。計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルによる進行管理を実施し、本町教育行政の充実に努めていきます。